

よこすか

第27号

消費生活レポート

今回の話題

「情報商材」にご注意！



「情報商材」という商品をご存知ですか？

「情報商材」とは、インターネットの通信販売を通じて「お金のもうけ方」や「異性にモテる方法」など、さまざまなノウハウを、PDF ファイルのダウンロードや冊子、DVD などの送付により提供するものです。

提供される情報の内容は中身を見るまでわからないため、実際に得られる情報が思っていたものとは異なっていた場合にトラブルとなり、消費生活センターにも数多くの相談が寄せられています。以前は20代の若者に多い相談でしたが、最近は40代、50代と相談者の年齢層も幅が広がっています。

◇相談事例

スマートフォンに「黙っていてもお金が儲かる」というメールが届き、リンク先の無料動画を見た。情報商材会社の社長と名乗る人物が「私が提供する情報商材を10万円で購入し、そこに書かれているシステムに沿って手続きをしたら、どんどんお金が儲かる」と話していた。これは凄いと思い、代金を振り込んで購入した。その直後、口座を開設しバイナリーオプション取引をして、資金が20万円に増えたらFXで運用し、毎月10万円ずつ配当するシステムの動画が配信された。5千円で口座を開設してバイナリーオプションを行ったがすぐに0円になってしまった。その後、次の情報商材の広告が配信された。「初回よりもっと凄い。20万円が200万円に」と書かれていたので、これで先の損失を取り戻そうと思い、クレジットカードで20万円の商材を購入したが、全く儲からない。解約して返金を求めたい。

◇アドバイス

消費生活センターには「まったく価値のない情報商材を購入してしまった」「サポートが受けられない」「利益が出なければ返金すると書いてあるのに返金されない」など、情報商材に関するさまざまな相談が寄せられています。

また、当初の購入代金に加えて、さらに収入を得るための高額なセミナーへの参加や、情報を継続的に得るための月額更新料など、事前に説明のなかった追加の支払いを求められたという事例もあります。

うら面もご覧ください

トラブルが発生した後の事業者の対応に問題がある場合もあります。例えば、通信販売では、特定商取引法で原則連絡の取れる電話番号を表示することになっていますが、現実には電話がつながらず、問い合わせができなかったり、解約や返金を求めても、消費者は情報商材をダウンロードしており、すでに情報を提供していると主張し、返金に応じてくれないといった相談も寄せられています。



- ◆情報商材は人の欲に直結したものが多く、過激な謳い文句で消費者の購買意欲をそそります。もし売り文句に惹かれたら、一度時間をおいて冷静になって考えてください。
特に、「必ず儲かる」「誰でも簡単に稼げる」といった説明があれば、まずは疑い、甘い言葉に決してだまされないでください。「簡単に」「短時間で」「確実に」大金を稼げる、おいしい話などありません。
- ◆情報商材を購入するときは、リスクがあることを確認した上で、少しでも疑問があったらすぐに契約したりせず、周りの人によく相談しましょう。また、事業者の連絡先等も必ず確認しておきましょう。
- ◆「〇万円をキャッシュバックしますので、損することはありません」などとウェブサイトに記載されていたとしても、キャッシュバックを受け取るための条件が設定されている場合もあります。「キャッシュバック」、「返金保証」などと消費者を安心させて、高額な契約金を求める事業者には特に注意が必要です。
- ◆「消費者契約法」では、将来どのようになるか分からない財産上の利益を「必ず儲かる」などと断定的に告げて、消費者を誤認させて結ばせた契約は、消費者から契約の取り消しを主張できると定めています。しかし、立証責任は消費者側にあり、契約を取消して返金を求めることは容易ではありません。
- ◆どうしても解約や返金を求めたいときは、事業者あてに、理由を付して解約と返金を求める旨の書面を書き、内容証明郵便などで送付して申し入れ、交渉することになります。情報商材をクレジットカードで購入する契約をした場合はただちにカード会社に連絡し、事情を説明しましょう。
- ◆お困りの際は、購入時の画面等の取引データ、広告や取引に至った経緯等を整理して、消費生活センターにご相談ください。

■消費生活相談窓口（横須賀市消費生活センター）



- 電話 821-1314（相談専用電話）
- 相談受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00
（祝日、年末年始の休館日は除く）

※ 対象は横須賀市民のみです